

インフルエンサーを活用した岐阜市観光情報発信業務委託事業者選定に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本業務は、岐阜市の観光コンテンツを首都圏および名古屋都市圏の若年層を中心に広く周知し、国内誘客を促進することを目的に、インフルエンサーを活用した岐阜市観光情報発信業務を委託する事業者の選定を行う。

この実施要領は、本事業の委託事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で実施するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 インフルエンサーを活用した岐阜市観光情報発信業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「インフルエンサーを活用した岐阜市観光情報発信業務委託仕様書」(以下、仕様書という)のとおり
- (3) 委託契約期間  
契約締結日から令和9年3月19日(金)まで
- (4) 選定方法  
公募型プロポーザル方式
- (5) 予定価格  
2,900千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (6) 支払方法  
インフルエンサーによる投稿業務のうち、各回の業務実施後に受注者が提出する業務実績報告書の検査完了後、各回の実施内容に応じた金額を支払うものとする。
- (7) その他
  - ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
  - ② 契約候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ公益財団法人岐阜観光コンベンション協会(以下、発注者という。)の承認を得た場合はその限りではない。

## 3 参加資格

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成11

年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和 62 年 3 月 27 日決裁)の規定による資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 23 年 3 月 31 日決裁)第 3 条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (6) 直近の 1 年間において、法人税、消費税及び地方消費税、市税等の滞納がない者であること。
- (7) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者であること。
- (8) 直近 5 年以内において、国、地方自治体、市町村観光協会等が発注したインフルエンサーを活用した観光情報発信の業務実績があること(業務実績調書(様式 4)に業務実績を記載し、添付書類として当時の契約書の写しを添付すること)。

#### 4 提出書類等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出書類その他の関係資料は、発注者の公式ホームページからダウンロードすること。

【リンク URL】 [https://www.gifucvb.or.jp/topics\\_sightseeing.php?eid=00509](https://www.gifucvb.or.jp/topics_sightseeing.php?eid=00509)

##### (1) 提出書類

###### ① 参加表明書兼誓約書(様式 1)

- ・参加表明書兼誓約書の提出を以って、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなします。

###### ② 提案者情報書(様式 2)

- ・該当事項が全て記載されたパンフレット等の会社概要で代用することも可。

###### ③ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式 3)

###### ④ 業務実績調書(様式 4)

- ・直近 5 ヶ年の同種又は類似業務の業務実績を記載すること。

###### ⑤ 企画提案書(様式任意)

###### ⑥ 業務実施体制調書(様式 5)

- ・本業務にあたる実施体制及び担当責任者を明記すること。

###### ⑦ スケジュール(様式任意)

- ・業務契約時から業務完了時までのスケジュールを明記すること。

###### ⑧ 見積書(様式 6)

- ・事業実施に係る経費の内訳書を適宜任意の様式で添付すること。
- ・発注者が必要と認める場合は、追加資料の提出をすること。
- ・予定価格を上回っている場合は、失格とする。

(2) 提出期限

令和8年6月24日(水) 17時

(3) 提出方法

(1)の提出書類を発注者に直接持参、又は郵送(令和8年6月24日(水) 17時必着)にて提出すること。郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法によることとする。郵便事故等については、発注者はその責めを負わない。

※受付日時:平日9時~17時(土・日・祝日、平日の正午~13時を除く)。

(4) 提出書類の取扱い

- ① 採用の有無にかかわらず、提出された書類は返却しない。
- ② 受付期間後は、発注者の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは、認めない。
- ③ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出書類の内容について、別途確認する場合がある。
- ⑥ 提出書類は、情報公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがある。このため、提出書類の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載すること。

## 5 企画提案書

次の事項に留意して企画提案書を作成すること。

(1) 書式等

- ① 企画提案書は1企業につき1提案とする。
- ② 原則として、A4判縦、10枚まで、横書き、左綴じとする(着色・両面印刷可)。
- ③ 図表等は、必要に応じA3判の折り込みも可とする。
- ④ 使用する言語は日本語とする。
- ⑤ 目次を作成し、各ページに通し番号を付すこと。
- ⑥ 仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。

(2) 企画提案を求める事項

企画提案書には、別紙の仕様書の内容を踏まえ、以下の内容を記載すること。

- ① 岐阜市の観光情報を取り上げるインフルエンサーの起用
  - ・各インフルエンサーの基本情報(フォロワー数、フォロワーの主な属性、投稿テーマ等)及び実績(投稿事例、過去のPR実績等)
- ② インフルエンサーの投稿をより広く波及させるための取り組み
  - ・インフルエンサーの投稿をより広く波及させるための取り組み(合計投稿回数、取組内容、投稿時期等)。ただし、目的を同じくして行う広告配信を含む

- ③ 情報拡大に向けたプレゼントキャンペーン
  - ・プレゼントキャンペーンの概要（件数、内容、時期等）
- ④ 目標とする成果指標
- ⑤ 業務実績報告および結果分析の方法

## 6 スケジュール

- (1) 募集期間（参加表明書兼誓約書の提出期限）
  - 令和8年6月5日（金）～6月24日（水）17時
  - ※参加表明書兼誓約書（様式1）の提出を以って当事業への参加表明とする。
  - ※郵送の場合は、6月24日（水）17時必着
- (2) 質問受付
  - 令和8年6月5日（金）～6月12日（金）
- (3) 質問回答
  - 令和8年6月17日（水）
- (4) 企画提案書の受付
  - 令和8年6月5日（金）～6月24日（水）17時
  - ※郵送の場合は、6月24日（水）17時必着
  - ※応募締め切り後、プレゼンテーション（ヒアリング審査）の詳細を電子メールにて通知する。
- (5) プレゼンテーション（ヒアリング審査）
  - 令和8年6月29日（月）
  - ※別途電子メールにて通知する詳細に基づき参加いただくものとする。
- (6) 審査結果の通知
  - 令和8年7月1日（水）
  - ※プレゼンテーション（ヒアリング審査）の参加者全員に対して電子メールにて通知する。
- (7) 契約の締結
  - 令和8年7月上旬
- (8) 契約の終了日
  - 令和9年3月19日（金）
  - ※日程については、発注者の都合により変更する場合がある。

## 7 質問受付・回答

- (1) 質問受付
  - 令和8年6月5日（金）から6月12日（金）17時まで
- (2) 質問方法
  - 質問書（様式7）により、電子メールで提出すること。
  - その際の件名は、「インフルエンサーを活用した岐阜市観光情報発信業務委託に関する質

問」とすること。

- (3) 質問書の提出先メールアドレス

[kanko@gifucvb.or.jp](mailto:kanko@gifucvb.or.jp)

- (4) 質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で発注者の公式ホームページに掲載する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答を行わないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

- (5) 質問の回答予定日

令和8年6月17日(水)

## 8 審査方法（プレゼンテーション／ヒアリング審査）

- (1) 実施方法

プレゼンテーション形式（対面形式）を実施し、以下の通り実施する。

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次の通りとする。

(ア) 準備：5分

(イ) 説明：20分

(ウ) 質疑応答：10分

- ② プレゼンテーションの参加者は3名までとし、原則として、本業務を受注する際に担当者として従事する者が行うこと。

- ③ 提出期限までに提出された「企画提案書」を用いての提案説明とする。プレゼンテーションにパソコンを使用する場合はあらかじめ発注者に連絡のうえ、持参すること。

- ④ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については、非公開とする。

- (2) 開催日時・場所

- ① 日時：令和8年6月29日(月)

- ② 場所：岐阜市内

なお、開催時間および場所の詳細については後日通知する。

- (3) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定する。

- ① 発注者が設置するインフルエンサーを活用した岐阜市観光情報発信業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査委員会の各委員が評価基準に基づき評価する。

- ② 採点は、評価項目ごとの評価点に換算値を乗じて行い、価格点を含めた合計点数を決定する。

- ③ 各委員が算出した②の合計点数を合算し、総得点の高い順に順位付けし、協議の上、総合順位を決定する。

なお、同点の場合は、審査委員の1位票をより多く獲得した提案者を優位とする。1位

票が同数の場合には、その中から2位票をより多く獲得した提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票をより多く獲得した提案者を優位とする。

- ④ ③で決定した順位が1位の提案者を契約候補者、2位の提案者を次点契約候補者として選定する。

(4) 評価基準

①「インフルエンサーの影響力」、「プロモーション効果」、「業務遂行力」の評価点は、次のとおり5段階評価とし、それらの評点を合計して採点する。

とても優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
あまり評価しない	2点
評価できない	0点

②評価項目に係る配点構成は、次のとおりとする。

評価項目	評価細項目	配点	換算値	得点
インフルエンサーの影響力	選定したインフルエンサーは情報拡散力に優れ、情報発信に十分な能力を有しているか。 (フォロワー数、SNSでの露出度等)	5	×4.0	20
	選定したインフルエンサーは、想定ターゲットである首都圏および名古屋都市圏の若者に対し、適切にリーチできる能力を有しているか。 (発信ジャンル、投稿事例、過去のPR実績等)	5	×4.0	20
プロモーション効果	投稿をより広く波及させるための取り組みは、十分な効果が見込まれる内容であるか。 (合計投稿回数、取組内容、投稿時期等)	5	×4.0	20
	広告・プレゼントキャンペーンは、情報拡大に十分な効果が見込まれる内容であるか。	5	×4.0	20
業務遂行力	円滑な実務遂行が可能な業務実施体制、スケジュールとなっているか。	5	×2.0	10
	類似業務の業務実績が豊富であるとともに、目標とする成果指標や結果分析の方法は信頼できるものであるか。	5	×2.0	10
価格点	価格点算出式により、見積金額から算定する。 $\text{価格点} = 10 - \{ (\text{見積金額} / \text{予定価格}) \times 10 \}$ ※小数点第2位を四捨五入			10
合計点 110点				

③「基準点」は、(審査委員数×110点)の60%以上とする。

(5) 提案者が1者の場合等の取扱い

- ① 提案者が1者のみの場合も審査を行う。審査を行った結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。
- ② ①で基準点を満たさない場合、基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

(6) 審査結果の通知および公表

- ① 審査結果は、速やかに提案者宛て電子メールにて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- ② 審査結果は、発注者の公式ホームページで公表する。なお、審査結果において、契約候補者および次点契約候補者については提案者名と合計点数を明らかにし、他の提案者については匿名で合計点数を公表する。
- ③ 各審査委員の審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

## 9 失格条項

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領または関係法令に違反すると認められた場合
- (5) その他、担当者が指示した事項に違反した場合

## 10 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律等に基づいて保護される第三者の権利の行使の対象となる事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた損害に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

また、契約の締結後は、受注者から提出された企画提案内容に係る権利は発注者に帰属するものとし、その内容に関する発注者の事業に対して、異議を申し立てること等はできない。

## 11 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意）を提出すること。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため発注者から入手した資料等がある場合は、発注者の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 実施要領に記載されていない内容については、両者で協議のうえ決定すること。

## 12 契約の事務手続等

契約候補者選定後に、発注者と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、プロポーザルで提示した価格の範囲内における見積書を徴取した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）の定めるところに準じた契約を締結する予定である。

仕様書等の詳細は、契約候補者がプロポーザルで提案した内容が基本となるが、発注者と契約候補者との協議により最終的に決定する。なお、協議が整わない場合には、審査結果において次点契約候補者と協議することとし、それ以降も同様とする。

これらの手続を経た上で契約を締結し、以後、受注者として業務に従事していただくこととする。

## 13 問い合わせ先

〒500 - 8833 岐阜県岐阜市神田町1丁目8番地の5 協和興業ビル6階  
公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会  
観光振興部 担当：小林  
電話：058-266-5588 E-mail：[kanko@gifucvb.or.jp](mailto:kanko@gifucvb.or.jp)